

市民税・県民税の申告は八潮メセナへ

申告の受付日は、2月16日(月)～3月15日(月)

次の方は申告が必要ですよ

- ① 平成16年1月1日現在、市内に住所があり、次のいずれかに該当する方は、市民税・県民税の申告が必要ですよ。
- ② 給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書(源泉徴収票)が提出されていない方
- ③ 給与所得者で、給与のほかに所得のあった方
- ④ 給与などを2カ所以上の会社から受けている方
- ⑤ パートやアルバイト、外交員報酬などがあった方
- ⑥ 平成15年中に会社を退職され、まだ就職されていない方
- ⑦ 営業等や農業を営んでいる方
- ⑧ 不動産所得・利子所得・配当所得・雑所得(公的年金など)があった方
- ⑨ 市内に住所はないが、事務所や事業所または家屋敷がある方
- ⑩ 市役所または家屋敷がある方

表1 八潮メセナの申告受付日程

- 午前9時～11時・午後1時～4時
- 1階展示室

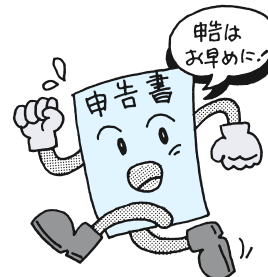
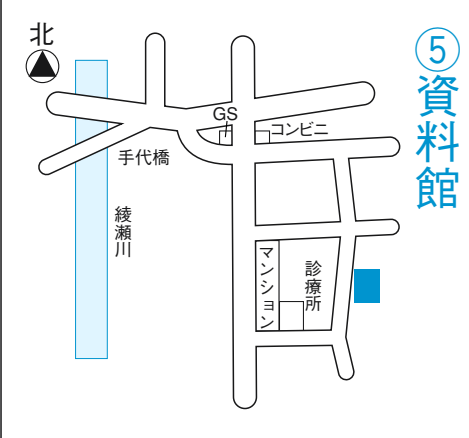
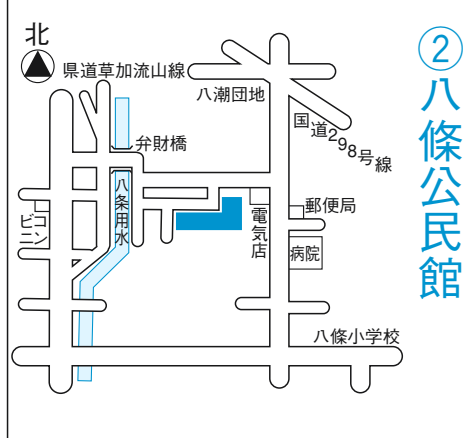
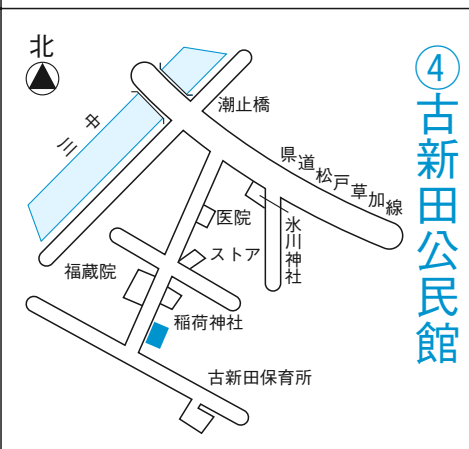
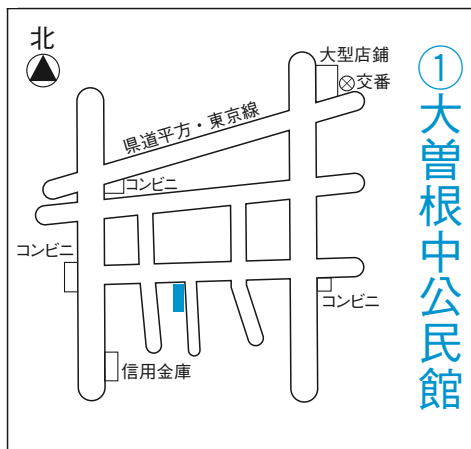
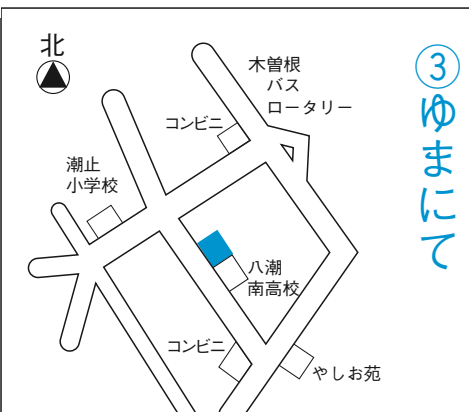
受付日	受付地域
2月	16日(月) 緑町1丁目・2丁目
	17日(火) 緑町3丁目～5丁目
	18日(水) 中央1丁目～4丁目
	19日(木) 八潮1丁目～4丁目
	20日(金) 八潮5丁目～8丁目
	23日(月) 八條・八潮団地
3月	24日(火) 鶴ヶ曽根
	25日(水) 小作田・松之木・伊草・新町・伊草団地
	26日(木) 二丁目

2月	26日(木)	二丁目
	27日(金)	木曾根
3月	1日(月)	南川崎・伊勢野
	2日(火)	大瀬・圀
	3日(水)	古新田・上馬場・中馬場・大原
	4日(木)	大曾根
	5日(金)	浮塚・西袋
	8日(月)	柳之宮・南後谷
	9日(火)～12日(金)・15日(月)	以上の指定日に申告できなかった方

表2 出張申告会場受付日程

- 午前9時30分～11時・午後1時～3時30分

受付日	受付会場	地図
2月	16日(月) 大曾根中公民館	①
	17日(火) 八條公民館	②
	18日(水) ゆまにて	③
	19日(木) 古新田公民館	④
	20日(金) 資料館	⑤



持参するもの

- ① 平成15年中の所得が分かるもの
- ② 源泉徴収票または給与支払証明書
- ③ 営業等・不動産所得のあった方は、収支の分かる帳簿、領収書など(総収入金額や必要経費などの収支内訳は、ご自分で必ず合計しておいてください。)
- ④ 国民健康保険・国民年金などの領収書や生命保険料・損害保険料の支払証明書
- ⑤ 医療費控除を受ける方は、医療にかかった領収書と保険などで補てんされた金額がわかるもの(領収書などは、医療機関別に合計しておいてください)
- ⑥ 市民税・県民税申告書が送られてきた方(申告書は、2月上旬に郵送します。)
- ⑦ 印鑑・筆記用具・計算器

事業専従者のいる事業主の方

事業主の方は、申告する際、必ず事業専従者欄に必要事項を記入し、事業専従者の給与支払報告書を市役所に提出してください。

申告書の提出

郵送による提出が可能な方

△平成15年中に所得がなかった方は、申告書裏面の「平成15年中に所得がなかった方の記載欄」に記入していただき、郵送してください。
 △年末調整が、既にお済みの源泉徴収票をお持ちの方で、内容の変更などがない方や医療費控除などを受けない方は、申告書に源泉徴収票を添付し、郵送してください。
 なお、郵送の際は、同封の返信用封筒をご利用ください。(郵送料はかかりません)
 ※医療費控除などの還付申告をされる方は、同封の返信用封筒では申告できませんのでご注意ください。

申告会場での提出

申告会場は、八潮メセナ会場と(表1)と出張申告会場(表2)がありますので、各表をご参照のうえ、申告書を提出してください。

八潮メセナ申告会場での「ご注意」

※土・日曜日はお休みですが、3月7日(日)に限り、1階展示室にて、午前9時から正午まで申告の受け付けをします。(午後の受け付けはありません)
 ※申告は、受付地域指定日にご来場ください。
 なお、都合の悪い方は、指定日以外でも受け付けますが、混雑が予想されますので、あらかじめご了承ください。

※住宅借入金等特別控除の適用を受けられる方は、越谷中央市民会館特設会場または越谷税務署での申告となりますので、ご注意ください。

市民税・県民税の問い合わせ先
 市民税課市民税係 ☎2006

